

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、  
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び  
瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会  
合同会議事務規程

(審議内容)

第1条 太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議（以下「合同会議」という。）は、クロマグロ遊漁の管理手法に関する共通の事項について、調査審議する。

(事務局の所在地)

第2条 合同会議の事務局は、水産庁内に置く。

(構成)

第3条 合同会議は、太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員（以下「合同会議委員」という。）をもって組織する。

(議長及び副議長)

第4条 合同会議には議長及び副議長を置く。議長及び副議長は合同会議委員が互選する。

- 2 議長は会務を総理し、合同会議を代表する。
- 3 合同会議について、議長が欠けたときは、副議長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 合同会議は、議長が招集する。

- 2 合同会議を招集しようとするときは、議長は、あらかじめ議事事項並びに合同会議の日時及び場所を、合同会議委員に通知しなければならない。
- 3 なお、前2項について、議長及び副議長がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は議長及び副議長とともに事故があるときは各専門部会長が連名で行う。
- 4 合同会議委員は、情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 各広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の定員の過半数にあたる専門部会委員が出席しなければ、合同会議は開くことができない。

- 2 議事は、出席する合同会議委員の全員の一致により決するものとする。

3 合同会議の開催は公開とする。

第7条 議長は、合同会議の議事録を作成するものとする。

2 議事録は、議長の指名する合同会議委員2名以上がこれに署名するものとする。

3 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、合同会議の議決によって行う。

(庶務)

第9条 合同会議の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、議長がその都度定める。

(附則)

この規程は、令和6年12月12日から施行する。